

# 開発行為等許可申請手数料 一覧表

令和8年4月1日 施行

## (1) 開発行為許可申請手数料

開発行為の種類	敷地の面積	手数料額
主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発許可申請	0.1ヘクタール未満	8,600円
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	22,000円
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	43,000円
	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	86,000円
	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	130,000円
	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	170,000円
	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	220,000円
	10.0ヘクタール以上	300,000円
主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建築の用に供する目的で行う開発許可申請	0.1ヘクタール未満	13,000円
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	30,000円
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	65,000円
	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	120,000円
	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	200,000円
	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	270,000円
	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	340,000円
	10.0ヘクタール以上	480,000円
その他の開発行為許可申請	0.1ヘクタール未満	86,000円
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	130,000円
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	190,000円
	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	260,000円
	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	390,000円
	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	510,000円
	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	660,000円
	10.0ヘクタール以上	870,000円

## (2) 開発行為変更許可申請手数料

1件につき、次に掲げる額を合算した額。

ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。

変更の種類	手数料額
イ 開発行為に関する設計の変更(口のみに該当する場合を除く。)	開発区域の面積(口に規定する変更を伴う場合にあつては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては、縮小後の開発区域の面積)に応じて開発許可申請手数料の額に10分の1を乗じて得た額

ロ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更	新たに編入される開発区域の面積に応じた開発許可申請手数料の額
ハ その他の変更	10,000円

（3）法第43条の規定による建築等の許可申請手数料

申請等の種類	敷地の面積	手数料額
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請	0.1ヘクタール未満	6,900円
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	18,000円
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	39,000円
	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	69,000円
	1.0ヘクタール以上	97,000円

（4）その他

申請等の種類	敷地の面積等	手数料額
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請	1申請を1件とする	46,000円
予定建築物等以外の建築等許可申請	1申請を1件とする	26,000円
開発許可を受けた地位の承継の承認申請	自己の居住用又は業務用であって開発区域の面積が1ヘクタール未満	1,700円
	自己の居住用又は業務用であって開発区域の面積が1ヘクタール以上	2,700円
	その他の業務	17,000円
開発登録簿の写しの交付	用紙1枚ごと	470円